

銃砲刀剣などの

所持規制強化さる

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、五月二十日から施行されています。

今回の銃刀法の改正は、昨

年五月に起ったシーザー

事件や同様三月と八月に

起つた模造刀剣類を使用し

たハイジャック事件など、最

近におけるライフル銃や模

造刀剣類を使用する犯罪や

盗難事件が増

加していることから、その所持などに関する規制を強化す

るとともに、産業用銃砲など

の所持に対する社会的要請を

考慮して、その所持に関する規制を合理化するなどの必要

から行なわれたものです。

主な改正内容はつぎのとおりです。

ライフル銃の所持の許可基準をきびしくしたこと。

ライフル銃の危険性にかん

がみ、その所持の許可基準が

きびしくなりました。つまり

校の二会場において開催され

ました。この大会は、今年か

ら新しく企画実施されたにも

かかわらず、七チームの参加

があり、連日の猛暑の中で練

習に励み、まつ黒に日焼けし

た豆選手達は、真夏の炎天下

もいとわず終始元気はつらつ

持許可を受けている者、

ライフル銃による獣

類の捕獲を職業とするもの

の事業に対する被害を防止す

るために、ライフル銃による獣

類の捕獲を必要とする者、

⑦継続して十年以上獣銃の所

持許可を受けている者、

ライフル銃による獣